

平成30年 9 月高浜市議会定例会会議録（第 1 号）

平成30年 9 月高浜市議会定例は、平成30年 8 月31日
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
(諸 報 告)
- 日程第 3 同意第 6 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 議案第57号 高浜市情報公開条例の一部改正について
議案第58号 高浜市産業立地の促進に関する条例の一部改正について
議案第59号 市道路線の認定について
議案第60号 平成29年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第61号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第62号 高浜市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について
議案第63号 高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の制定について
議案第64号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について
議案第65号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第66号 平成30年度高浜市一般会計補正予算（第 4 回）
議案第67号 平成30年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 回）
議案第68号 平成30年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第 1 回）
議案第69号 平成30年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）
議案第70号 平成30年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）
議案第71号 平成30年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）
議案第72号 平成30年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）
議案第73号 平成30年度高浜市水道事業会計補正予算（第 1 回）
- 日程第 6 認定第 1 号 平成29年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号 平成29年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3 号 平成29年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第4号 平成29年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第5号 平成29年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第6号 平成29年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第7号 平成29年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第8号 平成29年度高浜市水道事業会計決算認定について

日程第7 報告第8号 平成29年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

- | | | | |
|-----|------|-----|--------|
| 1番 | 杉浦康憲 | 2番 | 神谷利盛 |
| 3番 | 柳沢英希 | 4番 | 浅岡保夫 |
| 6番 | 黒川美克 | 7番 | 柴田耕一 |
| 8番 | 幸前信雄 | 9番 | 杉浦辰夫 |
| 11番 | 神谷直子 | 12番 | 内藤とし子 |
| 13番 | 北川広人 | 14番 | 鈴木勝彦 |
| 15番 | 小嶋克文 | 16番 | 小野田由紀子 |

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- | | | |
|--------|----------|------|
| 市 | 長 | 吉岡初浩 |
| 副 | 市長 | 神谷坂敏 |
| 教 | 育長 | 都築公人 |
| 企 | 画部長 | 深谷直弘 |
| 総合政策 | グループリーダー | 榊原雅彦 |
| 人事 | グループリーダー | 杉浦崇臣 |
| ICT推進 | グループリーダー | 山下浩二 |
| 総 | 務部長 | 内田徹 |
| 行政 | グループリーダー | 中川幸紀 |
| 財務 | グループリーダー | 竹内正夫 |
| 市民総合窓口 | センター長 | 中村孝徳 |
| 市民窓口 | グループリーダー | 内藤克己 |
| 市民生活 | グループリーダー | 芝田啓二 |
| 税務 | グループリーダー | 亀井勝彦 |

福祉部長	加藤 一 志
地域福祉グループリーダー	木 村 忠 好
介護保険・障がいグループリーダー	野 口 恒 夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野 口 真 樹
健康推進グループリーダー	磯 村 和 志
こども育成グループリーダー	都 築 真 哉
文化スポーツグループリーダー	鈴 木 明 美
都市政策部長	杉 浦 義 人
都市整備グループリーダー	田 中 秀 彦
企業支援グループリーダー	島 口 靖
都市防災グループリーダー	神 谷 義 直
上下水道グループリーダー	杉 浦 睦 彦
地域産業グループリーダー	板 倉 宏 幸
会計管理者	三 井 まゆみ
学校経営グループリーダー	岡 島 正 明
学校経営グループ主幹	村 越 茂 樹
監査委員事務局長	山 本 時 雄
代表監査委員	加 藤 仁 康

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	加藤 元 久
主 査	加藤 定
主 査	神谷 直 子

議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに御多用の中、御出席を賜り、ありがとうございます。

9月定例会の開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本定例会には、同意、条例の制定及び一部改正、平成30年度補正予算、平成29年度決算認定などの諸案件が提出されております。議員各位におかれましては、市民の要望に応えるべく、厳正かつ公平なる審議を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

午前10時00分開会

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成30年9月高浜市議会

定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成30年9月、高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきましてまことにありがとうございます。日ごろより市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

本日提案をさせていただきます案件でございますが、同意1件、一般議案9件、補正予算8件、認定8件を御審議いただきますほか、報告1件を申し上げるものでございます。詳細につきましては、教育長及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重に御審議の上、御同意、御可決、御認定、あるいはお聞き取りを賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時2分開議

○議長（鈴木勝彦） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、6番、黒川美克議員、7番、柴田耕一議員を指名いたします。

○議長（鈴木勝彦） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、杉浦辰夫議員。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 登壇〕

○議会運営委員長（杉浦辰夫） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日招集されました平成30年9月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る6月21日及び8月23日に議会運営委員会を委員全員出席のもと、開催いたしました。

当局より提示されました案件について検討いたしました結果、会期は、本日より9月28日までの29日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取り扱いにつきましては、本日は、同意第6号を即決で願い、引き続いて議案の上程、説明を受け、報告第8号について報告を受けます。

9月4日及び5日の2日間は、一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

9月7日に議案第57号から議案第65号までの条例等関係議案及び議案第66号から議案第73号までの補正予算議案並びに認定第1号から認定第8号までの決算認定議案について総括質疑を行います。

また、議案第60号及び認定第1号から認定第8号までについては、決算特別委員会を設置し、9月11日から13日までの3日間、審査をお願いいたします。

総務建設委員会については、議案第57号から議案第59号まで並びに議案第66号から議案第70号まで並びに議案第72号及び議案第73号の10議案と陳情第13号を付託、福祉文教委員会については、議案第61号及び議案第64号から議案第66号まで及び議案第71号の5議案と陳情第8号から陳情第12号までを付託、公共施設あり方検討特別委員会については、議案第62号及び議案第63号の2議案を付託し、審査願うことに決定いたしました。

なお、各委員会の日程につきましては、既にお手元に配付してあります日程表のとおりですので、御承知いただきますようお願いいたします。

この9月定例会が円滑に進行できますよう格段の御協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月28日までの29日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月28日までの29日間と決定いたしました。

ここで、諸般の事項について御報告いたします。

本日までに陳情書6件が提出され、これを受理いたしました。陳情につきましては、会議規則第132条及び第136条の規定により、既に配付されております陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、委員会において速やかに審査されますようお願いいたします。

次に、7月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員より提出され、議会図書室にて保管しておりますので、随時ごらんをお願いいたします。

報告事項は以上であります。

○議長（鈴木勝彦） 日程第3 同意第6号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育長。

○教育長（都築公人） それでは、同意第6号 教育委員会委員の任命について提案理由を御説明申し上げます。

本案は、現委員の岩月宏枝氏が来る9月30日で任期満了となりますので、新たに加藤洋子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

加藤洋子氏は、人格が高潔で教育、文化に関し識見も高く、その温厚誠実なお人柄から地域の皆様の信望も厚く、平成29年度は翼小学校PTA副会長の要職につかれ、学校運営に対し協力的で、本市の教育行政に対しまして貢献をいただいております。

また、小学校4年生から高校3年生まで4人のお子さんを育てておられ、教育に対する関心も高く、今日の学校教育に対するさまざまな問題に対し、保護者としての立場から貴重な御意見、御提言がいただけるものと考えています。

以上のとおり、本市教育委員としてまことにふさわしい方と確信をいたしておりますので、何とぞ本案に御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 賛成討論を求めます。

1 番、杉浦康憲議員。

〔1 番 杉浦康憲 登壇〕

○1 番（杉浦康憲） 議長のお許しをいただきましたので、同意第 6 号 教育委員会委員の任命について、市政クラブを代表して賛成の立場から討論をさせていただきます。

ただいまの提案説明にもございましたが、加藤氏は、平成29年度に翼小学校PTA副会長を務められています。翼小学校PTAは、同年に優良PTA文部科学大臣表彰を受賞されるなど、保護者、地域、学校が一体となった活動を展開しておられます。同氏は、その要職として学校行事にも積極的に参加され、学校運営に対しても協力的で学校行事等にも精通しておられます。

また、平成24年度には、翼地区のなかよし子ども会の会長として要職を務めるなど、地域の皆様からの信望も厚く、高浜市の教育に多大な御貢献をいただけるものと確信しており、教育委員には適任であり、本案に同意するものであります。

議員全員の同意をお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

〔1 番 杉浦康憲 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ほかに反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） ほかに討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第 6 号 教育委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、同意第 6 号は原案に同意することに決定いたしました。

○議長（鈴木勝彦） 日程第 4 議案第57号から議案第65号までを会議規則第34条の規定により、一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） それでは、議案第57号 情報公開条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

議案参考資料の1ページ及び2ページ並びに新旧対照表の1ページから6ページまでをあわせてごらんいただきますようお願い申し上げます。

初めに、第2条第2号にアを加える改正規定は、公文書の用語の見直しに係るもので、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものについて、一般的にその内容を容易に知り得るものであることから、国の行政機関の保有する情報の公開に関する法律——以下情報公開法と申し上げます——に準じて対象文書から除外する等のものであります。

第6条に第3項及び第4項を加える改正規定は、公文書の公開請求の取り下げが行われる場合、これは請求人による権利行使の取りやめであることから、その手続を明記するものであります。

第8条第1項の改正規定は、公開請求があった日が市の休日に当たるときは、その翌日以降の最初の市の休日以外の日に請求があったものとみなすことを明記するほか、公開決定等に係る期間について、公開請求があった日から起算して14日以内を公開請求があった日の翌日から起算して14日以内に改めるものであります。

第9条の2の次に第9条の3を加える改正規定は、第8条第1項の改正規定同様に、公開決定等に係る期間の計算について、期間の末日が市の休日に当たるときは、その翌日以降の最初の市の休日以外の日に満了することを明記するものであります。

第11条第1項第2号を改める改正規定は、審査請求があった場合の手続について、情報公開審査会への諮問を要しない場合として、裁決で審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合を情報公開法に準じて定めるものであります。

第11条に第3項を加える改正規定は、情報公開審査会から諮問に対する答申を受けたときは実施機関は遅滞なく裁決すべきことを定めるものであります。

そのほか、第11条及び第11条の2において「決定」を「裁決」に改めるなど、用語の整理を行う等のものであります。

なお、これらの改正規定は、附則第1項のとおり、平成30年10月15日から施行し、改正後の条例の規定は、条例の施行の日以後の請求に係る公文書について適用することといたしております。

また、附則第3項における使用料及び手数料条例の一部改正は、情報公開に係る公文書の写し作成手数料について、現行の1枚10円の区分のほか、両面印刷の場合は2倍の額、すなわち1枚20円の区分を新たに設けるものであります。

説明は以上のとおりであります。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第58号 高浜市産業立地の促進に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料の2ページと新旧対照表をあわせてごらんいただきますようお願いをいたします。

本案は、奨励措置の対象となる工場等の敷地面積に係る基準のうち、新設に係る敷地面積を

5,000平方メートル以上に改め、その他所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、附則において、本案の施行日は公布の日からといたしており、改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日以後に提出される計画書に係る奨励措置について適用し、同日前に提出される計画書に係る奨励措置については、なお従前の例によるものとしております。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第59号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

議案参考資料の2ページ、また、添付されております図面もあわせてごらんください。

本案は、新たに3路線を市道路線として認定をお願いするもので、新たな路線は、都市計画法第29条の規定に基づく開発行為により築造された道路を本市に帰属されたものであります。

なお、今回の認定路線の概要は参考資料に記載のとおりで、この3路線の合計延長は557.4メートルとなります。平成29年度3月末の認定路線数は771路線、認定総延長は20万3,737.6メートルで、今回の3路線を加算いたしますと、認定路線数は774路線、認定総延長は20万4,295メートルとなります。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第60号 平成29年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

平成29年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金は2億6,656万4,900円で、そのうち減債積立金に5,941万6,915円、建設改良積立金に7,000万円を積み立てさせていただくとともに、1億3,714万7,985円を資本金へ繰り入れをさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、議案第61号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、高浜小学校等整備事業の実施に伴い、介護予防拠点施設である高浜市ものづくり工房あかおにどん及び高浜市IT工房くりっくの位置を高浜小学校地域交流施設の高浜市青木町六丁目1番地15へ改めるとともに、IT工房の使用料に新たに小学生及び中学生の料金体系を設けるものでございます。

なお、附則において施行日を平成31年4月1日といたしております。

説明は以上でございます。よろしく御説明申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） それでは、議案第62号から議案第65号までの4議案について御説明を申

申し上げます。

初めに、議案第62号 高浜市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案参考資料の3ページをあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、高浜小学校等整備事業の実施に伴い、公の施設として新たに高浜市地域交流施設を設置するために制定するものでございます。

第1条は、設置目的を定めるもので、子どもから高齢者まで多様な市民が集い、市民の連帯感の高揚を図るとともに、学び、文化、生きがいつくり、子育て・子育てを支える環境の創出を目指し設置するものとしております。

第2条は、名称を高浜市地域交流施設とし、位置を高浜市青木町六丁目1番地15とするものでございます。

第3条は、地域交流施設の構成について、集会室、和室、IT工房室、ものづくり工房室で構成することとしております。

第4条は、地域交流施設で行う事業について、第1号として、地域住民相互によるコミュニケーションづくりに関する事業、第2号として、学術、文化活動その他生涯学習の推進に関する事業、第3号として、子どもの健全育成に関する事業、第4号として、介護予防及び生きがいつくりに関する事業、第5号として、規則で定める公民館事業、第6号として、その他地域交流施設の設置の目的を達成するために必要な事業の6事業とするものでございます。

第5条から第9条までは、集会室及び和室の利用について、その利用の許可、利用の制限、使用料、利用者の義務、許可の取り消し及び利用の中止命令を定めております。

第10条では、IT工房室及びものづくり工房室の利用等については、高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例に定めるところによるものとしております。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日を平成31年4月1日とすること、集会室、和室の利用に当たっては、条例の施行日前においても利用の許可を受けることができること、また、高浜市使用料及び手数料条例の一部を改正し、新たに地域交流施設の使用料を定め、集会室1を1時間200円、集会室2を1時間220円、集会室3を1時間180円、和室を1時間200円とするものでございます。

次に、議案第63号 高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案参考資料の5ページをあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、高浜小学校等整備事業の実施に伴い、高浜市立大山公民館の公民館機能を高浜市地域交流施設に移転し、同公民館を大山会館として、当分の間、存置するために制定するものでございます。

第1条は、設置目的を定めるもので、市民に憩いの場を提供し、市民の連帯感の高揚を図るため、大山会館を設置するものとしております。

第2条は、名称を大山会館とするものでございます。

第3条から第8条までは、利用の許可、利用の制限、使用料、利用者の義務、許可の取り消し及び利用の中止命令、損害賠償について定めております。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日を平成31年4月1日とするとともに、高浜市使用料及び手数料条例の一部を改正し、別表第1、公の施設の部の「大山公民館」の項を「大山会館」に改めること、また、高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正し、第2条第2項の表、名称及び位置の欄中、「高浜市立大山公民館」、「高浜市春日町二丁目1番地1」を削ることとするものでございます。

次に、議案第64号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料の5ページ及び新旧対照表もあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、高浜芳川緑地多目的広場2の整備及び高浜小学校の建てかえに伴い、改正をお願いするものでございます。

改正の内容でございますが、使用料の種類、単位、金額、徴収の時期を定めております別表第1、公の施設の部、「高浜芳川緑地多目的広場」の項を「多目的広場1」「多目的広場2」とし、多目的広場2の使用料を1時間260円とすること、また、高浜小学校の建てかえに伴いコンピュータ教室が廃止となることから、コンピュータ教室の項を削り、新たに図工室を目的外使用に加え、その使用料を1時間350円とするものでございます。

なお、条例の施行期日でございますが、高浜芳川緑地多目的広場については平成30年10月5日から、高浜小学校の項については平成31年4月1日からといたしております。

次に、議案第65号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料の6ページ及び新旧対照表もあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、平成29年12月26日に閣議決定された平成29年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成30年4月27日付で公布、施行されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、保育所等との連携を定める第6条に第2項及び第3項を加え、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難である場合には、代替保育の提供に係る連携協力を行う者を適切に確保することをもってこれにかえることができることとするとともに、食事の提供の特例を定める第16条第2項に第4号を加え、家庭的保育者の

居宅で保育を提供する家庭的保育事業者について、一定の要件を満たす事業者からの食事の外部搬入を可能とすること、食事の提供の経過措置を定める附則第2条に第2項を加え、家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育者については、当該家庭的保育事業所内において調理することを義務づける規定の適用を、当初の5年に加え「10年を経過する日までの間」とし、さらに5年間猶予する経過措置を設けるなどとするものでございますが、現時点で本市の家庭的保育事業で影響のあるものはございません。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することといたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 日程第5 議案第66号から議案第73号までを会議規則第34条の規定により、一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） それでは、議案第66号 平成30年度一般会計補正予算（第4回）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の5ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5億2,598万2,000円を追加し、補正後の予算総額を172億6,316万2,000円といたすものであります。

8ページをお願いします。

債務負担行為補正は、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料について、期間及び限度額を定めるものであります。

10ページをお願いします。

地方債補正の小学校施設改修事業は、吉浜小学校及び高取小学校の照明器具LED化工事に伴う増額、臨時財政対策債は、平成30年度の普通交付税の算定結果に伴い、限度額を設定するものであります。

58ページをお願いします。

歳入の8款1項1目地方特例交付金は交付額の決定に伴い、9款1項1目地方交付税は普通交付税の額の決定に伴い、それぞれ増額いたすものであります。

13款1項1目民生費国庫負担金は、中国残留邦人支援事業における生活支援費の実績見込みに伴い増額するもので、14款2項2目民生費県補助金と3項2目民生費委託金は、愛知県の支払い区分の変更に伴い予算の組み替えを行うものであります。

16款1項3目教育費寄附金は、前教育委員、神谷次男様から300万円をいただいたものであります。

60ページをお願いします。

17款1項1目基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として財政調整基金からの繰入金を減額し、18款1項1目繰越金は、前年度繰越金の額の確定に伴い増額いたすものであります。

62ページをお願いします。

歳出の2款1項7目職員管理費の定員適正化事業は、平成32年4月からの会計年度任用職員制度の制度化に伴い、当該制度の導入支援業務委託料を計上いたすものであります。

64ページをお願いします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事務事業は、戸籍情報とマイナンバー情報を関連づけるため、戸籍システム外字情報収集業務委託料を計上いたすものであります。

2款8項1目基金費の基金運用事業は、財政調整基金の積み立てを行うものであります。

3款1項2目地域福祉推進費のいきいき広場管理運営事業は、機械室の漏水により損傷したいきいきホールやマシンスタジオの天井等を復旧するための工事費を計上いたすものであります。

3款1項14目国民年金費の国民年金事業は、国民年金法の改正に対応するため、国民年金システム開発修正業務委託料を計上いたすもので、15目国民健康保険事業費及び16目介護保険事業費並びに66ページの17目後期高齢者医療事業費は、前年度繰越金の額の確定等により特別会計への繰出金を減額いたすものであります。

3款2項3目家庭支援費の子ども・子育て会議運営事業は、平成32年4月から始まる子ども・子育て支援事業計画策定に係る委託料等を計上いたすものであります。

4款1項3目医療対策推進費の地域医療振興事業は、平成29年度に債務負担行為を設定いたしました刈谷豊田総合病院高浜分院の移転新築に対する補助金及び利子補給補助金について計上いたすものであります。

68ページをお願いします。

7款1項2目商工業振興費の産業経済活性化事業は、豊田町造成地における造成事業関連工事費を増額いたすもので、8款2項1目生活道路新設改良費の市道新設改良事業は、市道港線の整備を進めるため、用地測量業務委託料及び物件調査業務委託料を計上いたすものであります。

8款5項3目公共下水道費は、前年度繰越金の額の確定等により特別会計への繰出金を減額いたすもので、4目公園緑化費の公園整備管理事業は、都市公園等の遊具の点検結果等に伴い、公園等整備工事費等を増額いたすものであります。

70ページをお願いします。

10款2項1目学校管理費の小学校維持管理事業は、吉浜小学校及び高取小学校の照明器具のLED化工事費、吉浜小学校の特別支援児童数の増に伴う教室改修工事費、高取小学校職員室の空調機更新工事費等を計上いたすものであります。

10款2項2目と3項2目の教育振興費は、前教育委員、神谷次男様からいただきました寄附金

を活用して各小・中学校に楽器を購入いたすものであります。

10款5項2目生涯学習機会提供費の生涯学習施設管理運営事業は、高浜小学校の地域交流施設の運営に向け、準備に必要な経費を計上いたすものであります。

12款公債費は、平成19年度に借り入れた市債の利率見直し等に伴い、元金及び利子を増減いたすものであります。

以上が一般会計補正予算（第4回）の概要でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（中村孝徳） それでは、議案第67号 平成30年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書の15ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,800万7,000円を追加し、補正後の予算総額を37億2,936万1,000円とするものでございます。

補正予算説明書の84ページをお願いいたします。

歳入の4款1項1目一般会計繰入金1,000万円の減は、繰越金の額の確定に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に、5款1項1目その他繰越金は、平成29年度の決算額の確定に伴い、2億3,800万7,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

86ページをお願いいたします。

5款1項1目支払準備基金積立金は、今回の補正に伴う余剰財源であります2億2,800万7,000円を支払準備基金に積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第68号 平成30年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）について御説明を申し上げます。

補正予算書の21ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,456万2,000円を追加し、補正後の予算総額を1億1,238万4,000円とするものでございます。

補正予算説明書94ページをお願いいたします。

歳入でございますが、2款1項1目繰越金4,456万2,000円は、前年度の決算額の確定に伴う補正でございます。

次に、96ページをお願いいたします。

歳出でございますが、2款1項1目予備費の増額は、今回の補正に伴う財源の調整を行うもの

でございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第69号 平成30年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書の27ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ278万5,000円を減額し、補正後の予算総額を17億2,685万7,000円とするものでございます。

補正予算説明書の104ページをお願いいたします。

歳入でございますが、5款1項1目一般会計繰入金5,942万4,000円の減額は、繰越金が確定したこと及び利子償還金の額の確定などに伴い、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に、6款1項1目繰越金5,663万9,000円の増額は、平成29年度決算額の確定に伴うものでございます。

続きまして106ページをお願いいたします。

歳出でございますが、2款1項1目元金12万8,000円及び2目利子265万7,000円の減額は、借入金の利子償還額の確定によるものでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第70号 平成30年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について御説明を申し上げます。

補正予算書の33ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,336万4,000円を追加し、補正後の予算総額を8,737万4,000円とするものでございます。

補正予算説明書116ページをお願いいたします。

歳入でございますが、2款1項1目繰越金5,336万4,000円は、前年度の決算額の確定に伴う補正でございます。

次に、118ページをお願いいたします。

歳出、2款1項1目予備費の増額は、今回の補正に伴う財源の調整を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、議案第71号 平成30年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書39ページをお願いいたします。

今回の補正は保険事業勘定で、歳入歳出それぞれ7,113万円を追加し、補正後の予算総額を26

億4,698万5,000円といたすものであります。

なお、介護サービス事業勘定については歳入歳出の総額に変更はなく、42ページの第2表 歳入歳出予算補正の総括表のとおり、補正額はゼロ円となっております。

次に、補正予算説明書128ページをお願いいたします。

まず、保険事業勘定の歳入でございますが、4款1項1目介護給付費交付金の減額は、29年度の超過分を本年度の交付金において調整いたすものであります。

7款1項1目一般会計繰入金及び2項1目介護給付費準備基金繰入金は、それぞれ29年度の実績に伴い減額をするもので、8款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

132ページをお願いいたします。

次に、保険事業勘定の歳出でございますが、2款1項介護サービス等諸費から134ページの6項特定入所者介護サービス費は、いずれも介護給付費交付金の減額に伴う財源更正で、補正額はゼロ円であります。

136ページをお願いいたします。

6款1項2目介護給付費等過年度分返還金は、29年度介護給付費負担金等の額の確定に伴う返還金でございます。

144ページをお願いいたします。

次に、介護サービス事業勘定の歳入でございますが、2款1項1目一般会計繰入金は、前年度からの繰越金が生じたことに伴い698万9,000円を減額、3款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金であります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（中村孝徳） それでは、議案第72号 平成30年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書の45ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ136万3,000円を追加し、補正後の予算総額を5億834万8,000円とするものでございます。

補正予算説明書の152ページをお願いいたします。

歳入の3款1項1目一般会計繰入金は、前年度繰越金の額の確定に伴う繰入金の精算により、職員給与と費等繰入金を128万7,000円減額するものでございます。

4款1項1目繰越金は、平成29年度の決算額の確定に伴い、265万円を増額するものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

154ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料負担金について、平成29年度分に係る保険料収入のうち出納整理期間中に収納し、納付未済となっております136万3,000円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第73号 平成30年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

別冊の水道事業会計補正予算書（第1回）の3ページをお願いいたします。

第2条は、収益的支出の予定額について補正するものでございます。

1款水道事業費用、1項営業費用で、正規職員の欠員に伴い、臨時職員賃金の予定額を47万円増額し、8億5,069万5,000円とするものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用できない経費として定めています職員給与費47万円を増額し、6,592万8,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひをいたします。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は11時。

午前10時47分休憩

午前10時59分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 認定第1号から認定第8号までを会議規則第34条の規定により、一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） 認定第1号 平成29年度一般会計歳入歳出決算認定について提案理由の御説明を申し上げます。

決算書をお願いいたします。

2ページ、会計別決算総括表をお願いいたします。

一般会計の歳入決算額は146億9,052万7,940円、歳出決算額は140億6,178万9,168円で、歳入歳出差引残額は6億2,873万8,772円であります。

202ページをお願いします。

実質収支であります、5. 実質収支額のとおり、6億2,413万7,772円であります。

別冊の主要施策成果説明書をお願いいたします。

主要施策成果説明書の10ページ、11ページの款別歳入年度別比較表であります、1款市税の

収入済額は86億3,158万2,561円で、前年度と比較して7.0%の減、法人市民税の減が主な要因であります。

24ページをお願いします。

2款地方譲与税は1億598万7,916円、25ページの3款利子割交付金は1,499万円、4款配当割交付金は5,125万4,000円、5款株式等譲渡所得割交付金は4,963万1,000円であります。

26ページをお願いします。

6款地方消費税交付金は8億4,413万3,000円、27ページの7款自動車取得税交付金は5,240万3,000円、8款地方特例交付金は5,937万3,000円、9款地方交付税は、特別交付税であります、8,858万7,000円であります。

28ページをお願いします。

10款交通安全対策特別交付金は682万5,000円、11款分担金及び負担金は2億2,138万444円、29ページの12款使用料及び手数料は1億6,164万961円であります。

30ページをお願いします。

13款国庫支出金は17億939万9,677円で、前年度と比較して9.4%の減、これは社会福祉費補助金の経済対策及び年金生活者等支援臨時福祉給付金の減が主な要因であります。

31ページの14款県支出金は9億8,055万237円で、前年度と比較して6.9%の増、これは商工費補助金の新あいち創造産業立地補助金の増が主な要因であります。

33ページをお願いします。

16款寄附金は3,862万7,112円で、このうちふるさと応援寄附金は、前年度と比較して126.1%増の3,376万3,000円あります。

34ページをお願いします。

17款繰入金は1億1,040万305円で、このうち財政調整基金からの繰入金は1億756万4,000円あります。

18款繰越金は8億4,440万3,425円で、35ページの19款諸収入は3億4,794万6,851円あります。

37ページをお願いします。

市債は3億5,000万円あります。

38ページをお願いします。

歳出について申し上げます。

1款議会費は1億6,101万8,282円あります。

40ページをお願いします。

2款総務費は15億8,568万8,146円で、主な取り組みとしまして、58ページをお願いします。

総合計画進行管理事業では、総合計画審議会を設置し、第6次総合計画の後期基本計画を策定しました。

65ページをお願いします。

地方創生推進交付金事業では、ICTを活用した事業を展開するため、ソフトバンク株式会社と包括連携協定を結び、セミナーを開催しました。

69ページをお願いします。

総合住民情報管理事業であります。末尾の表のとおり、29年11月よりマイナンバーカードを用いた証明書コンビニ交付サービスを開始しました。

75ページをお願いします。

防災活動事業では、大規模災害に備え、小・中学校における防災備蓄倉庫の充実を図るとともに、災害用資機材及び、76ページをごらんいただきますと、備蓄食料品等を購入いたしました。

82ページをお願いします。

市税等徴収事業では、国税職員経験者を徴収指導員として任用し、徴収業務の向上を図りました。

96ページをお願いします。

3款民生費は59億5,939万2,284円で、主な取り組みとしまして、105ページをお願いします。

在宅医療連携システム整備事業では、在宅療養支援のため、ICTを活用した多職種連携ツールを導入し、平成30年1月より運用を開始しました。

120ページをお願いします。

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付事業は、グループホームあ・うんにスプリンクラーを整備するための補助を行いました。

147ページをお願いします。

放課後児童健全育成事業は、吉浜児童センター内に吉浜第2児童クラブを整備し、放課後の児童の健全育成に努めました。

149ページをお願いします。

たかはま夢・未来塾事業は、高浜の人材育成を図り、ロボカップジュニア名古屋世界大会総合優勝ほかの成績をおさめました。

155ページをお願いします。

4款衛生費は17億1,218万4,920円で、主な取り組みとしまして、156ページの老人・成人保健事業では、各種健康診査を実施しました。

164ページをお願いします。

妊娠出産包括支援事業では、妊娠期からの切れ目のない支援体制の構築を図りました。

165ページをお願いします。

地域医療振興事業は、地域医療を守り継続するため、刈谷豊田総合病院高浜分院の運営費及び病院施設設備整備費の補助を行うとともに、移転用地の一部を購入しました。

181ページをお願いします。

5款労働費は65万800円で、182ページの6款農林水産業費は7,113万7,721円であります。

192ページをお願いします。

7款商工費は3億3,056万8,432円で、195ページの産業経済活性化事業では、企業再投資促進補助金等を交付し、産業の活性化を図りました。196ページの地方創生推進交付金事業では、まち・ひと・しごと創出の好循環をつくり出すため、高校生ソーシャル・ビジネス・プロジェクトに取り組みました。

199ページをお願いします。

8款土木費は11億4,023万5,653円で、主な取り組みとしまして、205ページをお願いいたします。

市道新設改良事業では、市道港線に係る公有財産を購入しました。

210ページをお願いします。

都市計画総務事業では、都市計画マスタープランの改定を行いました。

217ページをお願いします。

建築総務事業であります。空家等対策計画の策定に向け、空家に関するデータベースの整備を図りました。

220ページをお願いします。

9款消防費は4億7,738万8,512円で、主な取り組みとしまして、消防団活動事業では、221ページのとおり、消防団員への家賃補助を実施し、団員の士気高揚につなげました。

222ページをお願いします。

10款教育費は17億312万7,329円で、主な取り組みとしまして、226ページの小学校維持管理事業の小学校の施設等管理委託料では、高浜小学校等整備事業設計・モニタリング業務のほか、高取小学校大規模改修基本計画策定業務等を委託しました。227ページの小学校の工事請負費では、高取小学校のトイレ改修工事、港小学校の緊急連絡装置整備工事、翼小学校の屋内運動場防災機能強化工事などを実施しました。

230ページをお願いします。

中学校維持管理事業の中学校の工事請負費では、高浜中学校の外壁等改修工事及び緊急連絡装置整備工事、南中学校の屋内運動場防災機能強化工事などを実施しました。

236ページをお願いします。

生涯学習施設管理運営事業では、中央公民館の解体工事が完了するとともに、高取公民館の空調機更新工事などを実施しました。

243ページをお願いします。

青少年ホーム管理事業では、勤労青少年ホーム跡地活用に向け、事業者を選定し、事業契約を

締結しました。

246ページをお願いします。

文化財保護事業では、市誌編さんにおける資料収集や調査など、本格的な整理作業に取り組みました。

252ページをお願いします。

生涯スポーツ推進事業では、(仮称)高浜緑地多目的(スポーツ)広場整備工事が完了し、平成29年7月から供用を開始しました。

254ページをお願いします。

12款公債費は、元金・利子合わせて9億1,990万8,389円であります。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(鈴木勝彦) 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長(中村孝徳) それでは、認定第2号 平成29年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書では206ページから、主要施策成果説明書では257ページからになりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、説明につきましては、主要施策成果説明書で説明させていただきますので、説明書の257ページをお願いいたします。

平成29年度末現在における国民健康保険の被保険者の状況は、全体で世帯数が5,003世帯、被保険者数が8,189人となっております。

258ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

1款国民健康保険税の総額は9億6,399万4,391円で、前年度と比較し、5.7%、5,817万886円の減となっております。収納率につきましては、現年課税分が90.8%、滞納繰越分が31.3%で、全体の収納率は75.1%となっております。

2款国庫支出金は7億7,501万9,910円で、療養給付費等負担金及び財政調整交付金などが主なものであります。

3款療養給付費交付金は2,600万5,000円で、社会保険診療報酬支払基金からの退職被保険者等療養給付費交付金であります。

4款前期高齢者交付金は7億6,120万7,810円で、前期高齢者の加入割合に応じて社会保険診療報酬支払基金から交付を受けております。

5款県支出金は1億8,696万825円で、都道府県財政調整交付金などが主なものであります。

6款共同事業交付金は8億8,502万6,144円で、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金であります。

8 款繰入金は一般会計繰入金、9 款繰越金は前年度繰越金であります。

10 款諸収入は、延滞金及び第三者納付金などが主なものであります。

以上、歳入決算総額は40億8,393万9,343円で、前年度と比較し、1.5%、5,862万3,532円の増となっております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

260ページをお願いいたします。

1 款総務費は7,852万5,636円で、職員の人件費を初め、国民健康保険事業の運営に要する経費であります。

264ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は、前年度比1.9%減の21億3,317万3,238円で、一般被保険者療養給付費として18億1,471万3,932円、退職被保険者等療養給付費として3,346万2,627円を支出したほか、266ページから267ページの高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などを支出いたしております。

268ページをお願いいたします。

3 款後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療に対する保険者負担分として4億7,221万582円を社会保険診療報酬支払基金へ拠出いたしております。

269ページをお願いいたします。

6 款介護納付金は1億9,055万5,656円で、社会保険診療報酬支払基金への納付金であり、7 款共同事業拠出金は8億4,998万1,478円で、愛知県国民健康保険団体連合会が実施する高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に対する拠出金であります。

270ページをお願いいたします。

8 款保健事業費は4,008万2,477円で、特定健康診査等事業として、特定健康診査に係る委託を初め、診療報酬明細書（レセプト）点検事業、医療費通知事業、健康診査費用助成事業、国保ヘルスアップ事業を実施し、被保険者の健康保持・増進のための保健事業を推進いたしました。

273ページをお願いいたします。

9 款基金積立金は、平成29年度において合計3,389万9,516円の積み立てを行い、平成29年度末現在の支払準備基金残高は、6,476万118円となっております。

11 款諸支出金は2,075万9,148円で、過年度分の過誤納保険税の還付金及び過年度補助金等の精算に伴う返還金が主なものであります。

以上、歳出決算総額は38億2,093万2,085円で、前年度比2.0%、7,809万3,713円の減となっております。

説明は以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、認定第3号 平成29年度高浜市土地取得費特別会計歳

入歳出決算認定について御説明申し上げます。

なお、説明につきましては、主要施策成果説明書に基づきまして御説明させていただきますので、説明書278ページをお願いいたします。

まず、歳入総額は4,532万9,073円で、前年度対比46.8%、5,150万1,960円の減となっております。

歳出総額は76万5,472円で、前年度対比1.4%、5,268万189円の減となっており、歳入歳出差引額は4,456万3,601円であります。

歳入の主な内容を御説明いたします。

1 款財産収入、収入済額193万1,009円、前年度対比2.4%で、その内訳は、土地開発基金所有地4筆の財産貸付収入と本会計所有地8筆の不動産貸付収入でございます。

次に、歳出の主な内容を御説明いたします。

280ページをお願いいたします。

(3) 委託料30万2,898円は、未利用地の維持管理費用となっております。

説明は以上でございます。

続きまして、認定第4号 平成29年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

説明につきましては、主要施策成果説明書で御説明させていただきます。

説明書の284ページをお願いいたします。

歳入総額は14億3,768万1,349円で、予算現額に対する割合は100.6%、調定額に対する割合は99.6%で、前年度対比では102.3%、3,207万5,593円の増となっております。

歳出総額は13億8,103万1,907円で、予算現額に対する割合は96.6%で、前年度対比では102.5%、3,361万5,616円の増となっております。歳入歳出差引額は5,664万9,442円でございます。

まず、歳入でございますが、1 款分担金及び負担金3,920万670円は、主に349件の下水道事業受益者負担金を収納したものでございます。

2 款使用料及び手数料3 億4,300万6,290円は、主に公共下水道供用開始区域における有収水量258万809立方メートルに対する下水道使用料でございます。

3 款国庫支出金8,600万円は社会資本整備総合交付金で、交付金対象事業費1 億7,200万円に対し、交付率が2分の1でございます。

5 款繰入金6 億2,337万6,000円は、主に人件費、借入金償還分等として一般会計より繰り入れをお願いしたものでございます。

6 款繰越金5,818万9,465円は、前年度の決算収支の差額を繰り越したものでございます。

8 款市債2 億8,770万円は、平成29年度分の公共下水道事業で2 億5,200万円、流域下水道事業

で2,520万円を財務省から借り入れ、公営企業会計適用事業で1,050万円を株式会社京都銀行より借り入れしたものでございます。

次に、歳出でございますが、1款下水道事業費8億14万9,381円は、主に維持管理費に係る下水道施設維持管理事業、下水道建設費に係る汚水施設建設事業の委託料、工事請負費、物件移転補償費等でございます。

289ページをお願いします。

1項総務管理費、2目維持管理費の2億6,360万2,442円は、下水道施設維持管理事業で2億4,972万6,762円と下水道管路管理事業で1,387万5,680円を支出しており、その内容については記載のとおりでございます。

291ページをお願いいたします。

2項下水道建設費、1目下水道建設費の5億943万5,972円は、汚水施設総務事業で4,150万5,872円、汚水施設建設事業で4億4,705万3,004円の支出をしており、内容につきましては記載のとおりでございます。

296ページをお願いします。

2款公債費5億8,088万2,526円は、借入金元金償還事業の4億2,744万1,713円及び借入金利子償還事業の1億5,344万813円で、公共下水道及び流域下水道の整備費として地方公共団体金融機構、財務省、旧公営企業金融公庫及び旧日本郵政公社等から借り入れを行ったものでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、認定第5号 平成29年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

説明につきましては、主要施策成果説明書に基づきまして説明させていただきますので、説明書の300ページをお願いいたします。

歳入総額は7,581万4,167円で、予算現額に対する割合は107.8%、前年度対比119.8%、1,251万6,605円の増となっております。

歳出総額は2,244万8,290円で、予算現額に対する割合は31.9%、前年度対比100.8%、17万9,803円の増となっており、歳入歳出差引額は5,336万5,877円であります。

歳入の内容を御説明いたします。

1款使用料及び手数料、収入済額3,477万9,940円は、定期貸し及び時間貸しの駐車料金と回数券、プリペイドカードの販売収入でございます。

次に、歳出の内容を御説明いたします。

1款駐車場費、支出済額2,244万8,290円は、主に三高駅西駐車場の維持管理に要する費用でございます。

302ページをお願いいたします。

支出の主な内容といたしましては、（３）委託料1,520万円は、三高駅西駐車場指定管理料でございます。（４）使用料及び賃借料534万円は、三高駅西駐車場敷地の借地料でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、認定第6号 平成29年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書では282ページから328ページ、主要施策成果説明書では307ページから342ページを御参照ください。

主要施策成果説明書307ページをお願いいたします。

初めに、保険事業勘定について御説明申し上げます。

歳入決算額は25億8,621万9,465円、歳出決算額は24億8,449万6,437円で、差引額は1億172万3,028円となっております。

平成29年度末の第1号被保険者数は、前年度と比較して1.2%増の9,041人、要介護・要支援の認定者数については、前年度と比較して1.5%増の1,466人となっております。

308ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款保険料は6億1,394万4,370円で、前年度対比1.5%の増となっております。徴収率は、前年度と比較して0.4ポイント減の96.2%でございます。

次に、2款使用料及び手数料は96万7,600円で、宅老所等の使用料が主なものでございます。

3款国庫支出金は5億2,408万7,355円で、介護給付費に対する国の負担分と普通調整交付金並びに地域支援事業に対する交付金でございます。

4款支払基金交付金は6億2,739万4,197円で、第2号被保険者負担分として社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

5款県支出金は3億3,611万5,310円で、介護給付費に対する県の負担分と地域支援事業に対する交付金でございます。

6款財産収入は介護給付費準備基金の利子、7款繰入金の3億4,905万9,520円は、一般会計からの繰入金でございます。

8款繰越金1億3,204万442円は前年度からの繰越金、9款諸収入の248万5,659円は、居宅介護支援券に係る本人負担分が主なものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

310ページをお願いします。

1款総務費5,906万644円は、介護保険事業運営に係る職員の人件費のほか、介護認定審査会、介護認定調査及び第7期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の策定に係る経費が主なものでございます。

313ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は、前年度対比0.5%減の22億2,457万6,020円で、居宅介護サービス、地域密着型介護サービス、施設介護サービスのほか、介護予防サービス等の給付費を支出いたしております。

321ページをお願いいたします。

3 款保健福祉事業費は451万3,369円で、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止を図るため、居宅介護用品等の給付及び住宅改修費の補助を行いました。

322ページからの4 款地域支援事業費 1 億983万943円は、総合事業である介護予防・生活支援サービス事業及び生涯現役のまちづくり事業を初めとした一般介護予防事業、また、地域包括支援センター運営事業に係る経費が主なものでございます。

336ページをお願いいたします。

5 款基金積立金3,324万9,464円は、介護給付費準備基金及び基金利子への積み立て、6 款諸支出金5,326万5,997円は、国及び県に対する介護給付費負担金の過年度返還金が主なものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定について御説明申し上げます。

339ページをお願いいたします。

歳入決算額は5,578万3,265円、歳出決算額は4,879万3,082円で、差引額は699万183円となっております。

340ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1 款使用料及び手数料の1,021万1,867円は、介護予防サービス計画の作成に係る手数料収入でございます。

2 款繰入金4,211万円は一般会計からの繰入金、3 款繰越金346万1,398円は前年度からの繰越金でございます。

342ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1 款サービス事業費は4,879万3,082円で、地域包括支援センターの運営に係る職員の人件費のほか、居宅介護支援事業所に対する介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業の委託料が主なものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（中村孝徳） それでは、認定第7号 平成29年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書では332ページから、主要施策成果説明書では345ページからになりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、説明につきましては、主要施策成果説明書で説明のほうをさせていただきますので、説明書の345ページをお願いいたします。

まず、平成29年度末現在の被保険者の状況でございますが、所得の少ない1割負担の方が4,370人、現役並み所得の3割負担の方が404人、合計で4,774人となっており、前年度と比較して99人の増となっております。

346ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料は3億9,038万4,400円で、前年度比6.7%、2,444万5,940円の増となっており、収納率は99.3%でございます。

3款繰入金は9,211万6,320円で、職員給与費等繰入金及び保険基盤安定繰入金を一般会計から繰り入れております。

4款繰越金は前年度繰越金であります。

5款諸収入は、過年度分に係る過誤納保険料の還付金などが主なものでございます。

以上、歳入決算総額は4億9,058万84円で、前年度比5.7%、2,628万5,056円の増となっております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

348ページをお願いいたします。

1款総務費は2,364万1,731円で、職員の人件費のほか、後期高齢者医療推進事業及び保険料徴収事業に係る事務的経費であります。

350ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は4億5,825万6,640円で、保険料負担金として3億8,948万2,320円、保険基盤安定制度負担金として6,877万4,320円を愛知県後期高齢者医療広域連合へ納付いたしております。

351ページをお願いいたします。

3款諸支出金は、過年度分に係る過誤納保険料の還付金等であります。

以上、歳出決算総額は4億8,292万9,671円で、前年度比5.6%、2,566万1,158円の増となっております。

説明は以上でございます。よろしく御説明申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、認定第8号 平成29年度高浜市水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

別冊となっております水道事業会計の決算書をお願いいたします。

なお、決算書のうち、6ページから9ページまでと24ページから29ページまでに記載する金額

は消費税を含んだ金額で表示し、その他の財務諸表は消費税を除いた金額で表示させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、6、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございますが、1款水道事業収益の決算額は8億9,348万5,231円で、予算対比104.1%、3,552万9,231円の増、前年度対比で101.5%、1,311万5,846円の増となりました。

1項営業収益の決算額は8億2,707万2,537円で、予算対比104.1%、3,247万8,537円の増、前年度対比で101.9%、1,576万2,108円の増で、この主な収入は水道料金収入でございます。

2項営業外収益の決算額は6,641万2,694円で、予算対比104.8%、305万694円の増、前年度対比では96.2%、264万6,262円の減となりました。

次に、支出でございますが、1款水道事業費用の決算額は7億5,352万1,136円で、執行率は95.5%、不用額は3,533万5,864円で前年度対比では100.2%、142万6,345円の支出増となっております。

1項の営業費用は決算額7億1,097万3,841円で、執行率は95.9%、不用額は3,066万9,159円となりました。この執行額の主なものは、受水費、委託料、動力費及び減価償却費並びに人件費等でございます。

2項の営業外費用は、決算額が2,868万5,985円、執行率が94.8%で、この執行額の主なものは企業債の支払い利息等でございます。

3項の特別損失は、決算額が1,386万1,310円で、過年度分の固定資産除却費でございます。

続きまして、8、9ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございますが、収入の1款資本的収入は決算額1億1,088万5,770円で、予算対比で91.7%、1,007万3,230円の減となっております。

2項出資金は決算額1,620万1,130円で、水道施設耐震化事業及び給水車整備事業の一般会計繰入金でございます。

3項負担金は決算額6,955万3,640円で、予算対比94.2%、426万6,360円の減で、下水道工事に伴う配水管移設工事負担金等の精算によるものでございます。

次に、支出でございますが、1款資本的支出の決算額は3億6,335万30円で、予算に対する執行率は80.5%、不用額は7,855万970円でございます。この執行額の主なものは、下水道工事に伴う配水管移設工事、重要給水施設配水管布設替工事、高浜・吉浜配水場電気設備改修工事等の建設改良工事費並びに企業債償還金等でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億5,246万4,260円は、当年度分消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補填いたしております。

次に、10ページをお願いいたします。

損益計算書であります。本年度の純利益は1億2,336万4,351円となりました。

12、13ページをお願いいたします。

平成29年度の剰余金計算書でございます。

中段の処分後残高は、前年度末残高から前年度処分額を加味したもので、資本金は31億2,752万6,724円、剰余金の利益剰余金は、減債積立金、建設改良積立金、未処分利益剰余金があり、利益剰余金合計は1億9,217万9,053円、資本合計は33億1,970万5,777円でございます。

最下段になりますが、これに当年度変動額を加味した当年度末残高は、資本金が31億4,372万7,854円、剰余金の利益剰余金合計は3億1,554万3,404円、資本合計は34億5,927万1,258円でございます。14ページに剰余金処分計算書（案）をつけさせていただいております。

最後になりますが、34ページをお願いします。

キャッシュ・フロー計算書でございます。平成29年4月1日から平成30年3月31日までの資金の流れを捉え、業務活動、投資活動、財務活動に分類した計算書となります。

結果は、業務活動のキャッシュ・フローは2億6,264万1,149円のプラス、投資活動のキャッシュ・フローは2億8,734万784円のマイナス、財務活動のキャッシュ・フローは1,194万5,855円のマイナスとなります。水道事業全体で捉えますと、現金及び現金同等物の増減額は3,664万5,490円の資金減となりました。

以上が平成29年度の水道事業の決算概要でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木勝彦） ここで、監査委員に平成29年度各会計決算認定について審査報告をお願いします。

代表監査委員。

〔代表監査委員 加藤仁康 登壇〕

○代表監査委員（加藤仁康） それでは、平成29年度高浜市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況並びに水道事業会計の決算に対する審査の結果について、監査委員を代表いたしまして御報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、高浜市長より審査に付されました高浜市一般会計歳入歳出決算並びに国民健康保険事業、土地取得費、公共下水道事業、公共駐車場事業、介護保険及び後期高齢者医療の6特別会計の歳入歳出決算について審査を行いました。

審査に際しましては、関係諸帳簿及び証拠書類等を照合するとともに、関係職員の説明を聴取し、あわせて例月出納検査及び定期監査の結果をも参考とし、計数の正確性、予算の執行の適否、効果等について審査を行いました。

その結果、各会計の決算書及び附属書類等は、いずれも関係法規に準拠して作成されており、その内容は、関係書類と符合し、適正に表示され、計数も正確であると認められました。

また、地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金の運用状況の審査につきましては、高浜

市土地開発基金の運用状況並びに計数の正確性について審査を行いました。その結果は、基金の設置目的に沿った運用がなされており、その計数も正確でありました。

次に、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく審査としまして、水道事業会計の決算について審査を行いました。その結果は、関係法規に従い、諸帳簿も作成されており、その内容、計数とも誤りなく、適正に執行されているものと認められました。

これら審査内容の詳細につきましては、例月出納検査及び定期監査については、その結果を議長に御報告申し上げるとともに、平成29年度決算審査意見書を配付させていただいておりますので、参照していただければと存じます。

以上により、高浜市長より審査に付されました各会計の決算及び基金運用状況審査の決算審査の報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔代表監査委員 加藤仁康 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 日程第7 報告第8号 平成29年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率についてを議題といたします。

報告、説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） 報告第8号 平成29年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について御説明を申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付して御報告をさせていただくものであります。

1枚はねていただきまして、同法第3条第1項の規定による健全化判断比率は、早期健全化計画の策定などが義務づけられる早期健全化基準を4指標とも下回っており、健全な水準となっております。

各指標について御説明させていただきます。

実質赤字比率は、算定上、一般会計等の実質収支額が黒字となったことから実質赤字比率はなく、バー表示となっております。

連結実質赤字比率は、算定上、実質赤字額及び資金不足額はなく、黒字となったことから、連結実質赤字比率はなく、バー表示となっております。

実質公債費比率は、マイナス0.4%で前年度と同率であります。

将来負担比率は、算定上、将来負担額より標準財政規模が上回ったことから将来負担比率はなく、バー表示となっております。

続きまして、公営企業資金不足比率でございます。

公共下水道事業特別会計及び水道事業会計は、ともに資金不足額が発生しなかったため資金不足比率はなく、バー表示となっております。

説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） ここで、監査委員に報告第8号 平成29年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について審査報告をお願いします。

代表監査委員。

○代表監査委員（加藤仁康） それでは、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の審査の結果について、監査委員を代表いたしまして御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、高浜市長より審査に付されました平成29年度決算に基づく高浜市の健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について審査を行いました。

審査に際しましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を確認し、各比率が適正に算定されているかなどを中心に審査を行いました。

その結果、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、健全化判断比率は、国が示す早期健全化基準及び財政再生基準を下回っており、また、公営企業資金不足比率につきましても、資金不足はなしであることを確認しました。

以上で、平成29年度決算に基づく高浜市の健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の審査の報告とさせていただきます。

○議長（鈴木勝彦） ただいまの報告第8号は報告事項でありますので、御了承をお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） ここで当局より発言を求められていますので、発言を許可します。

企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 去る7月27日に開催をされました第4回高浜市議会臨時会の補正予算の審議の過程で6番議員から、青少年ホームの跡地の活用事業に関しまして解体事業に関する御質問をいただきました。御質問に対する回答が保留となっておりますので、ここで御説明を申し上げたいと思います。

2問の御質問をいただきまして、まず1点目の御質問の内容は、勤労青少年ホーム解体工事及び南テニスコート撤去工事において変更設計書に記載をされておりますアスファルト舗装の撤去6,607平方メートル、テニスコート舗装撤去3,690平方メートル、この2つの面積を合計すると1万297平方メートルになります。この面積に対して青少年ホーム及び南テニスコート敷地全体の

面積は約8,700平方メートルであることから、敷地面積と比較をしますと約1,600平方メートルの面積が大きくなるということから、この設計の内容の数量に対しての御質問を頂戴いたしました。

回答のほうは、アスファルト舗装の撤去6,607平方メートルにつきましては、建物周辺の舗装、それから、テニスコート側にありました駐車場のアスファルト舗装の部分と南テニスコート本体の基礎部分、これはテニスコートが人工芝で施工されておりました、砂の散布がされておいて、その下に基層ということで透水性のアスファルト舗装が使用されておりました。それぞれ2つの面積を合わせたものが6,607平方メートルでございます。

一方、テニスコートの舗装撤去の3,690平方メートルの設計計上は、人工芝の撤去、それからコート内施設の排水構造物、排水管、側溝、コート外周の縁石等の撤去を行うものでございまして、こういう形になっておりますので御理解をいただきたいと思っております。

なお、今回このような御質問を頂戴いたしましたのも、設計仕様の記載がアスファルト舗装撤去ということで、括弧をして例えばテニスコートの基層の透水アスファルトを含むというような記述をしておれば誤解を招くことがなかったというふうに考えております。以後、設計書のほうにはわかりやすい記載を心がけてまいりたいと思っております。

1問目の質問については以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 続きまして、2点目の変更設計書の6、7ページの石綿収納袋には1袋当たりどれだけのアスベストを入れることができるのか、マニフェストの総括表ではどのように確認しているのか、通常、袋の数と処分量をマニフェストで確認すると思うが、具体的に教えてほしいとの御質問を頂戴いたしました。

回答でございますが、まず石綿収納袋にはどれだけ入るのかでございますが、設計ベースでは、カタログ数値で容量での表示となりますが、最大で約100リットルでございます。これは袋に最大量を詰めた場合の数値となりますが、メーカーのカタログには、荷重による袋の破損などを防止するため満杯にせず、また、内容物の重量を考慮した上で、片手で持てる程度の容量で余裕を持って袋に入れてくださいとあることから、袋を満杯にせず、余裕を持って処理をいたしております。

また、内壁と外壁ではアスベストを含有していた塗料の材質、厚みが違うことや、内壁でも天井や壁では下地が違うこと、また、作業工程上、袋にほとんど入っていない状態であっても封をしたケースもございました。

そのため、一概にどれだけの量を1つの袋に入れたのかは不明のため、使用した袋の数から実際のアスベスト含有物の処理量を割り出すことはできませんが、アスベスト処理は特殊作業で、有資格者のいる専門業者でなければ処理ができない作業でございます。また、発注の考え方といたしましては、青少年ホームに存したアスベストを適正に処理するという責任施工という考えの

もと、発注をかけておりますので、提出されましたマニフェストの廃石綿等の処理欄やアスベスト処理の施工計画書、施工中の工事写真から確認をいたしておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

なお、こちらにつきましても、1点目の回答と同様に、今後の設計図書に関しましては、もう少しわかりやすい表記となるよう心がけてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） ただいまの発言については、既に議決された案件に対する内容であります。したがって、この場では質疑は行いませんので、御了承をお願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

再開は、9月4日午前10時であります。

本日は、これをもって散会といたします。御協力、ありがとうございました。

午後0時00分散会
